

地域計画の実行による担い手等への農地集積・集約化に関する推進方針

令和 7 年 3 月
静岡県経済産業部
(一社)静岡県農業会議(農業委員会ネットワーク機構)
(公社)静岡県農業振興公社(農地中間管理機構)
静岡県農業協同組合中央会
静岡県土地改良事業団体連合会

1 背景

国は、高齢化や人口減少を背景に農業者の減少の加速化が見込まれる中、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、人・農地など関連施策の見直しを図るため、令和 5 年 4 月に地域計画の策定（人・農地プランの法定化）や農地貸借手続きの農地中間管理事業への一本化等を定めた、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（以下、「改正基盤法」という。）を施行しました。

これを受けて、本県では令和 6 年度末までに、34 市町 242 地域で地域計画の策定が行われました。今後は、さらなる地域の話合いに基づいた地域計画の実行による担い手への農地集積・集約化の推進が求められます。

〔改正基盤法の主な内容〕

（１）農業者等による協議の場の設置（農業の将来の在り方や農業上の利用が行われる農用地等の区域の取りまとめ）

市町が、農業者、農業委員会、農地中間管理機構（以下、「農地バンク」という。）、ＪＡ、土地改良区等による協議の場を設け、農業の将来の在り方や農業上の利用が行われる農用地等の区域等について話し合いを行い、協議結果を公表

（２）地域計画の策定（目標地図の作成）

農業委員会が農地バンク、ＪＡ、土地改良区等の協力を得て作成した目標地図の素案を踏まえて、市町が、地域の農業の将来の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（以下、「目標地図」という。）を含めた地域計画を策定

（３）農用地利用集積等促進計画の策定（市町が作成する農用地利用集積計画は、農用地利用集積等促進計画に統合）

市町が策定した地域計画の実行に向け、農地バンクが農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）を策定し、農地の貸借を促進 等

2 対応方針

（１）基本的な考え方

関係機関が連携を密にして地域計画の実行、完成度の向上に取り組み、「静岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に掲げる担い手への農地集積 8 割を目指して農地集積・集約化の推進を図っていきます。

そのために、以下の考え方に基づいて推進を図るほか、具体的な進め方の手引等の策定、取組状況の確認、課題の共有及び対応策の検討を実施していきます。

①推進体制の構築

- ・行政、農業委員会系統、農地バンク、ＪＡ系統、土地改良区系統の 5 者が一丸となって取組を進めるため、市町段階、広域段階、県域段階それぞれの推進体制を構築して取り組みます。

②農業者等による協議の場の設置（農業の将来の在り方や農業上の利用が行われる農用地等の区域の取りまとめ）

- ・中長期的な視点で農業の将来の在り方等を協議するために、幅広く関係者の意見を集め、農業者等による協議（地域の話し合い）を継続して行います。
- ・農業の将来の在り方や目標地図に表示された農業を担う者などに変更が生じた場合は、必要に応じて地域計画の変更を行います。

③地域計画のうち目標地図の変更

- ・目標地図は、将来構想図（将来構想図と目標地図の役割参照）を集積・集約化の指針として変更を行います。
- ・農業委員会が中心となって地域の話し合い等により出し手・受け手の意向等の把握を行い、直ちに貸付けを行う意向のある農用地等の出し手と受け手の調整を図った上で、目標地図の変更（素案作成）をします。
- ・出し手・受け手の意向等の把握の一環として、農業委員会は、JA生産部会や茶工場、土地改良区等から、現在の耕作者や今後の意向を把握し、反映します。
- ・受け手が見つからない農用地等は、引き続き受け手の調整を図り、調整が整った際は、随時、目標地図を変更するものとします。

④地域計画の実行に向けた取組（促進計画の策定）

- ・地域計画を実行するために、目標地図に表示された出し手と受け手に基づいて市町による促進計画の案の作成、農地バンクによる促進計画の策定を行います。
- ・促進計画の策定は、事務の簡素化が図られるように、事務手続きの簡素化や必要書類の見直しなどに取り組みます。また、農業委員会サポートシステムを活用するなど可能な限りDX化を図ることで、効率化を図っていきます。

⑤目標地図等の作成手続きに関するデジタルトランスフォーメーション（DX）

- ・目標地図の作成は、貸付け意向の把握や地図への表示・変更を容易に行えるようにするため、タブレット端末・アプリを用いた意向把握やデジタル地図（基本的にeMAFF地図）などデジタル技術を活用するものとします。

将来構想図と目標地図の役割

- ・地域計画を策定・実行するにあたり、関係者間で地域の将来像を共有するために、10年後の農地利用の在り方として、将来構想図を策定
- ・目標地図は、農地の権利移動手続きに直結する、直近の農地利用の在り方を表示した地図として策定

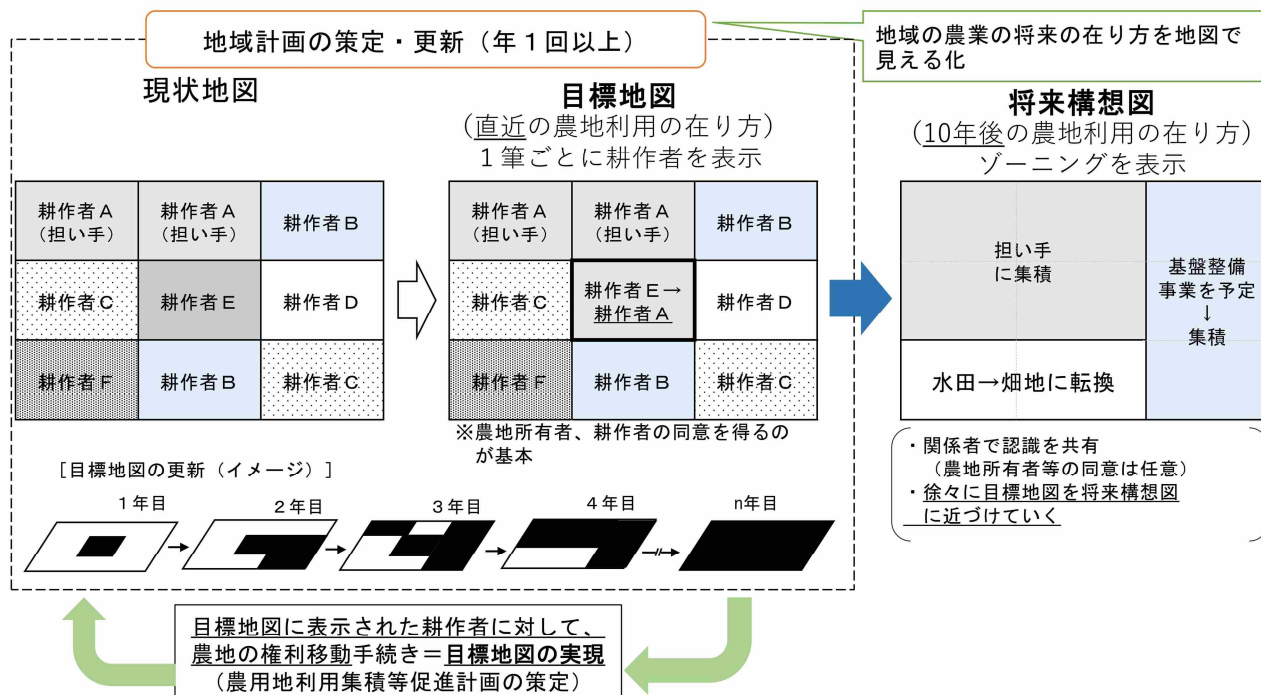


図 目標地図（イメージ）



図 将来構想図（イメージ）

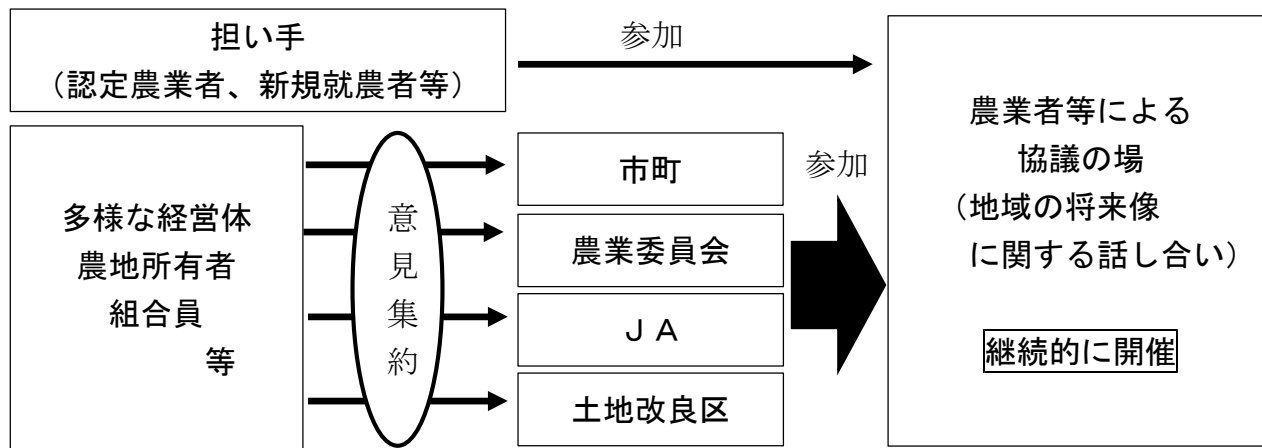
(2) 令和7年度の取組

①地域計画に基づいた集積・集約化の推進

ア 協議の場の継続

農業の将来の在り方等を協議し、地域計画に記載された取組を実行（地域計画の実行）に移していくため、引き続き協議の場の開催（地域の話し合い）を支援します。

担い手に参加を促すことに加えて、幅広く意見を集めるため、J A、土地改良区等が組合員の意見を集めた上で、協議の場に参加できるように支援します。



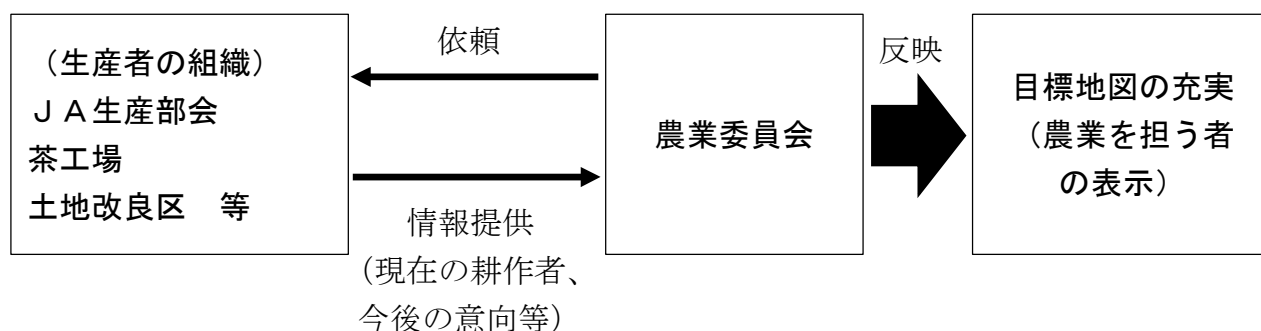
イ 地域計画のうち目標地図の充実にに向けた支援

地域計画の区域内の農用地等に農業を担う者を表示できた割合を確認したところ、今後検討とした農用地等が5割以上あると回答した市町が大半を占めました（県が実施したアンケート結果参照）。

結果を踏まえて、目標地図の充実に図るため、農業を担う者を表示する農用地等の増加を目指します。

今年度は、農業委員会が、J A生産部会、茶工場及び土地改良区等から現在の耕作者や今後の意向を把握して、目標地図に反映する仕組み作りを支援します。

また、把握した農家の規模拡大の意向や離農情報などを基に、出し手・受け手の調整が加速化されるよう支援します。



ウ 目標地図の実現に向けた課題解決

今後、農地中間管理事業の業務量の大幅な増加が見込まれるため、農業委員会サポートシステムの活用促進や農地中間管理事業に係る事務の簡素化などに連携して取り組み、目標地図の実現に向けた課題解決を図ります。

基盤整備を行うことで耕作条件の改善や担い手の生産性向上を図る農地について、基盤整備の実施に向けた地域の合意形成を進め、事業計画の策定や基盤整備の実施を通じて農地の集積・集約化を図ります。

エ 農地利用の最適化に関する取組事例の作成・共有

市町が行う地域計画の取組の充実を図るため、新たな担い手の確保・育成、所有者等不明農地への対応など、地域の実状に応じた課題対応の取組事例をとりまとめて、共有します。

地域計画の実行に向けて市町段階の機関が担う役割

関係機関	内容
市町	・将来構想図や目標地図作成のための地域の話し合いの定期的な開催 ・地域計画の実行のための情報共有と進捗管理 ・目標地図の見直しを踏まえた地域計画の変更 ・地域計画に基づく促進計画の案の策定 ・基盤整備の実施に向けた地域の合意形成の促進 ・市町による基盤整備事業の計画及び実施
農業委員会	・地域の話し合いへの参加及び地域内の出し手・受け手の意向確認及び調整による将来構想図や目標地図の素案作成・見直し ・目標地図を作成するために、農業委員会サポートシステムの活用
J A	・将来構想図や目標地図の作成に向けた地域の話し合いへの参加 ・農地バンクと業務委託契約を締結し、地域計画に基づく促進計画の策定支援
土地改良区	・将来構想図や目標地図の作成に向けた地域の話し合いへの参加 ・基盤整備の実施に向けた地域の合意形成の促進

県が実施したアンケート結果（市町向け）令和6年12月時点

回答数：34/35 市町（清水町は地域計画未策定のため回答なし）

※地域計画策定中の場合は調査時点の状況を回答

地域の話合いは、地域の農業の将来について十分に協議することができましたか。

選択肢	回答数	割合(%)
①地域の将来像について協議できた	7	21
②将来像までは描けなかったが、地域の課題を把握できた	19	56
③十分な協議ができなかった	7	21
未回答	1	3
合計	34	

地域計画の区域内の農用地等のうち、どの程度まで農業を担う者を表示することができましたか。

選択肢	回答数	割合(%)
①全て農業を担う者を表示することができた（「今後検討」等とした農用地等は無かった）	2	6
②8割程度は農業を担う者を表示することができた（「今後検討」等とした農用地等が2割程度）	4	12
③5割程度は農業を担う者を表示することができた（「今後検討」等とした農用地等が5割程度）	4	12
④3割程度は農業を担う者を表示することができた（「今後検討」等とした農用地等が7割程度）	18	53
⑤1割程度は農業を担う者を表示することができた（「今後検討」等とした農用地等が9割程度）	5	15
未回答	1	3
合計	34	

目標地図は、どの程度まで今後の貸借予定など将来を表示することができましたか。

選択肢	回答数	割合(%)
①10年後の将来像（担い手）を表示することができた	2	6
②直近で農地バンクで貸借予定の農用地等の受け手を表示することができた	6	18
③現状の耕作者を表示することができた	21	62
④その他	5	15
合計	34	

②農地バンク事業による担い手への農地集積・集約化の推進

ア 目標面積の設定

目標地図を実現することで、担い手への農地利用集積面積の増加を図ります。

区分	目標	参考
担い手への 農地利用集積面積	794ha 増加	26,997ha(R 6 年 3 月末時点) ※R 7 年 3 月末時点は集計中

※担い手への農地利用集積面積は、自己所有地、借入地及び特定農作業受託地の合計

イ 計画的な農地バンク事業の実施

- ・貸借による担い手への集積が引き続き図られるように、推進チーム(8 ページ参照)において、契約満期を迎える農用地等を把握します。
- ・推進チームにおいて、農用地利用集積等促進計画の作成スケジュールを共有し、計画的に農地バンク事業の実施に取り組みます。
- ・農地バンクが中心となって農地バンク事業の関係機関への説明や、手引き等の作成に取り組みます。

区分	市町利用権	J A 円滑化	農地バンク	合計
R 7 年度に契約満期を迎える農用地等	1,386ha	136ha	584ha	2,106ha

※市町利用権は、農用地利用集積計画で貸借した農用地等が満期を迎える面積

※J A 円滑化は、農地利用集積円滑化事業で貸借した農用地等が満期を迎える面積

※農地バンクは、農地バンク事業で貸借した農用地等が満期を迎える面積

③目標地図等の作成手続きに関するデジタルトランスフォーメーション(DX)

- ・農業委員会が農業委員会サポートシステムやタブレット端末・意向把握アプリ及び現地確認アプリ等の機能を十分に活用できるように支援します。

3 具体的な取組内容

(1) 推進体制の構築

行政、農業委員会系統、公社、J A系統、土地改良区系統の5者が一丸となって取組を推進するため、市町段階、広域段階、県域段階それぞれの推進体制を構築し、継続的な支援をします。

区分	取組内容	構成員
市町段階	・ 地域計画の策定主体となる市町が農業委員会と密に連携した上で、関係機関との「推進チーム(※)」を構成 ・ 地域計画の区域ごとに関係機関との連携体制を構築 ・ 地域計画の策定(将来構想図、目標地図を含む)及び促進計画の策定について進め方の検討、取組状況の確認、課題の共有及び対応策の検討を継続的に実施 ・ 市町や土地改良区が中心となり、基盤整備の実施に向けて農地の所有者や担い手、地域の関係者等の合意形成を促進	◎市町(地域計画) ◎農業委員会 (目標地図の素案) ◎農地バンク (農用地利用集積等促進計画) ○県(農林事務所) ○J A ○土地改良区等
広域段階	・ 「地域連絡会議」を開催し、推進チームの取組を継続的に支援 ・ 各推進チームの取組状況の確認、課題の共有、対応策の検討を実施	◎県(農林事務所) ○市町 ○農業委員会 ○農地バンク ○J A ○土地改良区 等
県域段階	・ 「5者農地検討会」を開催し、各組織による連携体制を構築 ・ 県域の推進方針の策定、具体的な進め方の手引等の策定 ・ 農林事務所を通じ、定期的に各推進チームの取組状況を確認し、必要に応じて助言・支援を実施 ・ 農林事務所を通じ、農地利用の最適化に関する取組事例をとりまとめ、関係機関へ情報共有	◎県(本庁) ○県農業会議 ○農地バンク ○J A中央会 ○県土連

※市町段階、広域段階の構成機関は、地区の状況に応じて検討

※◎は主体的な立場、○は参加者を示す。

※推進チーム

市町が組織する、地域農業の振興及び担い手の育成に向けた農地集積を主導するための関係機関(農業委員会、J A、土地改良区、農地バンク、県等)との連携体制のこと。

参照：

「農地バンク事業の一層の推進に向けた関係機関による連携の進め方」(令和2年3月30日付け農業ビジネス課長通知)、農地集約化支援ガイドブック2020(国立研究法人農業・食品産業技術総合研究機構作成)

(2) 関係機関における取組内容

①共通事項

- ・各機関は、地域計画、農用地利用集積等促進計画を作成するため、それぞれが所有する情報を積極的に提供し、必要な情報を共有します。
- ・役割分担に応じて主体的に取組を行うほか、地域の話し合いに積極的に参加し、区域における農業の将来の在り方、目標地図に係る合意形成を支援します。
- ・「地域農業のあるべき将来像」に向けて、定期的に地域の話し合いを行い、農地の利用調整を図った上で、地域計画を随時更新していくことが大切です。
- ・農業委員等向け、担い手向けなど対象者別のパンフレット等を作成し、地域計画や農地バンク事業の周知に努めます。
- ・基盤整備を行うことで耕作条件の改善や担い手の生産性向上を図る地域では、基盤整備の実施に向けた地域の合意形成を進め、事業計画の策定や基盤整備の実施を通じて農地の集積・集約化を図ります。

②市町段階の機関が担う役割

関係機関	内容
市町	・農業委員会、J A、農地バンク及び土地改良区等関係者と、情報共有や担い手への農地集積・集約化に取り組める体制を構築 ・農業振興地域農用地区域を概ね網羅した農業上の利用が行われる農用地等の区域の設定 ・農用地等の利用調整に関する話し合いの実情に応じた地域計画の区域の設定 ・将来構想図や目標地図の作成に向けた地域の話し合いの定期的な開催 ・地域計画に基づく促進計画の案の策定 ・市町の農用地利用集積計画で貸借していた農用地等が、満期までに新たな受け手が調整され、着実に目標地図に反映されるように、推進チームへの情報共有と進捗管理
農業委員会	・将来構想図や目標地図の素案作成のために、地域の話し合いへの参加及びタブレット端末等の活用による地域内の出し手・受け手の意向確認及び調整 ・地域計画達成のための中心的な役割を担う組織として、出し手に対して農地バンクへの貸付等を積極的に推進 ・目標地図を作成するために、農業委員会サポートシステムを最新の情報に更新
J A	・将来構想図や目標地図の作成に向けた地域の話し合いへの参加 ・J A生産部会で策定している中長期計画「めざす将来像」、実質化した人・農地プラン（産地プラン）等を踏まえ、組合員の意向を地域計画に反映 ・農地バンクと業務委託契約を締結し、地域計画に基づく促進計画の策定支援
土地改良区	・将来構想図や目標地図の作成に向けた地域の話し合いへの参加 ・地域における農業生産基盤施設、水利施設及び、取水・配水等の情報提供など

③県域段階の機関が行う取組

関係機関	内容
県	(県庁) ・ 県域段階の関係機関を取りまとめ、県域の推進方針を策定 ・ 推進チームにおける取組状況や課題等について、地域連絡会議等を通じて把握するとともに、5者農地検討会で共有し、課題の解決に向けた検討・支援を実施 ・ 静岡県農業法人誘致推進連絡会（以下、「連絡会」）を運営し、農業法人の探索や市町とのマッチングを支援することで新たな担い手の確保を推進 ・ 農地利用の最適化に関する取組事例をとりまとめ、関係機関へ共有 (農林事務所) ・ 地域連絡会議の開催を通じて、推進チームの取組状況の確認、課題の共有及び対応策の検討 ・ 市町が、農業委員会、J A及び農地バンク等関係者と、情報共有や担い手への農地集積・集約化に取り組める体制を構築するように支援 ・ 満期を迎える市町の農用地利用集積計画や農地バンクの農用地利用配分計画を把握し、市町、農業委員会及び農地バンク等の関係機関を調整 ・ 作物担当等が部会の話し合い等に積極的に参画し、産地計画と地域計画との連携を支援 ・ 県営事業等により区画整理等の基盤整備を実施又は計画中の地域においては、地域計画と基盤整備の事業計画が整合するよう配慮 ・ 基盤整備担当は、基盤整備を行うことで耕作条件の改善や担い手の生産性向上を図る地域において、基盤整備計画の策定を支援 ・ 農業法人の誘致が円滑に進むよう市町を支援するとともに、誘致後は農業法人の定着・規模拡大を支援 ・ 関係機関と連携して農地利用の最適化に関する取組事例を作成
(一社) 静岡県農業会議 (県農業委員会ネットワーク機構)	・ 農業委員・農地利用最適化推進委員や農業委員会事務局等を対象にした研修会を開催し、地域における円滑な話し合いの実施を支援 ・ 農業委員会が農業委員会サポートシステムやタブレット端末・意向把握アプリ及び現地確認アプリ等の機能を十分に活用できるように支援
(公社) 静岡県農業振興公社 (農地バンク)	・ 「人・農地調整員」を配置し、担い手が不足している地域に対して地域外の受け手候補の紹介 ・ 農地の権利移動を担う機関として、地域の話し合いに参加して、農地の権利移動手続きの説明 ・ 促進計画の策定に向けて事務手続きの手引の作成 促進計画の策定、借賃の支払いなどの着実な契約管理
JA 静岡中央会	・ J Aグループの取りまとめとして、J Aの農業者等による協議の場や農地利用調整の話し合いの場への参加を推進
静岡県土地改良事業団体連合会	・ 土地改良区のとりまとめとして、土地改良区の農業者等による協議の場への参加を推進 ・ 市町等による基盤整備事業の計画及び実施等の支援

(3) 各種事業や担い手組織と連携した推進

①農業農村整備事業と連携した農地バンク事業の着実な推進

- ・ 県及び市町等は、地域計画の実現に向け、農地耕作条件改善事業（以下「耕作条件改善事業」という。）や農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連事業」という。）等を活用した基盤整備を推進し、農地の集積・集約化を図ります。
- ・ 市町、農業委員会及び農地バンク等は、事業実施区域内の農地バンク事業を推進するため、事業計画策定段階から「事業調整検討会」に参画し、関係機関が連携した一体的な推進を図ります。
- ・ 市町や土地改良区は、県と連携し、基盤整備の実施に向け、農地の所有者や担い手、地域の関係者等の合意形成の醸成を図ります。
- ・ 機構関連事業は、事業申請時に全ての農地について農地バンクが農地中間管理権を有している必要があるため、「事業調整検討会」において各機関が全体スケジュールを共有します。特に基盤整備実施後に、補助事業等により改植や生産関連施設・機械の整備を予定している場合は、各事業関係担当及び関係機関との連携を図り、円滑な事業実施に留意します。
- ・ 農地の整備、貸付けを一体的に推進するため、農地バンクは、必要に応じて、耕作条件改善事業等の事業主体となり、農地の集積・集約化の条件整備に取り組みます。

②ＪＡの生産部会と連動させた推進

- ・ 県内ＪＡ生産部会で策定している中長期計画「めざす将来像」の中で、農地バンク事業と協力した農地の集積・集約化に取り組み、優良農地の継承を確実にすすめ、産地の維持・発展につなげていきます。

③補助事業と農地バンク事業を連動させた推進

- ・ 機構集積協力金、強い農業づくり総合支援交付金、農地利用効率化等支援交付金、荒廃農地再生・集積促進事業及び茶園集積推進事業など各種補助事業の実施と連動した農地バンク事業の活用を推進するため、推進チームは、補助事業の説明会等の機会を利用して積極的にＰＲを行います。
- ・ 補助事業の相談があった際には、これを契機とした農地バンク事業の活用に向けて、前述の事業調整検討会を開催し、関係機関が連携した一体的な推進を図ります。

④次代を担う農業経営体の育成と農地バンク事業を連動させた推進

- ・ 県農林事務所に設置した農業経営体を伴走支援する普及指導員の専任チームの活動による、農業経営の法人化の支援や、認定農業者、新規就農者、ビジネス経営体等の育成支援と併せ、関係機関が連携して地域計画の策定による農地の集積・集約化に取り組みます。
- ・ 新規就農者の確保・育成を図るため、静岡県農業経営・就農支援センターを核として関係機関や農地バンクが連携し、就農支援や農地バンクが就農予定農地を中間保有する取組などを検討します。

⑤担い手組織等との連携

- ・農地バンクと連携協定を締結した担い手組織8団体（静岡県農業経営士協会、静岡県青年農業士会、静岡県認定農業者協会、静岡県農業青年クラブ、静岡県農業法人協会、静岡県農業参入法人研究会、静岡県稲作研究会、J A静岡青壮年連盟）との連携活動を強化するため、これら団体の総会、理事会、研修会などの様々な機会をとらえ、農地バンク事業の周知・理解促進を図ります。

⑥農業法人の誘致活動の推進

- ・市町・農業委員会は、協議の場において、受け手が見つからない農用地等について、地域外の農業法人の受入れを提案します。地域が受入れ意向であれば、受入れ候補地を選定するなど、取組を具体化させます。
- ・県と市町、協力機関により静岡県農業法人誘致推進連絡会を組織し、協力機関等が探索した農業法人と受入れ候補地を持つ市町とをマッチングします。
- ・誘致した農業法人が地域に定着・規模拡大できるよう、関係機関が連携して支援します。

⑦地域計画、農地バンク事業の周知徹底と制度理解の促進

- ・地域計画、農地バンク事業の周知徹底と制度理解の促進を図るため、県、市町、農業委員会、J A、農地バンクなど関係機関は、必要な時に必要な情報が提供できるよう、広報紙やホームページ、リーフレットなどの媒体を活用して継続的な広報を実施します。
- ・また、上記広報や各関係機関が主催・参加する機会を捉え、制度改正や、国、他都道府県の動向、実施事例等の周知を図り、一層の事業理解を促進します。

4 各地域における農地利用の最適化に関する取組事例の作成

農林	テーマ	取組内容
賀茂	地域計画の更新の推進	更新を行うための地域の話合い開催支援 6市町×4回
東部	担い手への農地集積・集約化	御殿場市中山間地水田においては、各地区の地域計画に沿って集積を進める。 例として高根地区においては地元耕作者による農地の維持を目指して、市と協力して営農体制の在り方を検討する。 また中清水地区においては、JA 関連会社やその他担い手への集積を進めるために、センチピードグラスによる畦畔管理の省力化技術を普及する。
富士	地域計画を活かした農地集積の推進	モデル地区における地域計画策定の取組の中で、遊休農地の発生防止や担い手への集積・集約化を加速化させる仕組み作りを支援し、農地の維持・利活用を図る。
中部	担い手への農地集積・集約化	地域の特産である柑橘及び茶の生産振興にあたり、基盤整備及び農地の集積や省力化技術の導入により、規模拡大志向農家の支援や新規参入生産者の増加を図る。(しみず庵原地区、松野地区)
志太 榛原	担い手への農地集積・集約化の事例	川根本町南部地区では地域茶園の維持・活用を図るため、操業停止を予定する製茶組合構成員の茶園約4haを担い手組織へ集積し、優良品種への改植を推進する。
中遠	地域計画の推進	令和6年度時点で、地域計画の推進を開始した複数市町と農林事務所との意見交換を実施しており、今後開催する会議での事例発表等を計画している。これにより、管内市町及び関係機関が、具体的手段とスケジュール感を持って、地域計画に基づき農地集積・集約を実行する体制づくりを進めていく。
西部	担い手への農地集積・集約化の事例	都市近郊農業地帯である浜松市上善地地区は、農道、用排水施設が未整備の状況の上、ほ場形状は不整形小区画のため、作業の効率化や経営規模拡大が困難な状況である。 このため、区画整理によるほ場形状の整形化、換地などを行い、中心的な担い手への農地集積と、水田の畑地転換による露地野菜の生産を促進する。

(別紙)

R7年度 農地中間管理事業を活用した農地集積の目標(市町別)

(単位:ha)

	農林事務所	市町	①目標面積	②R7年度に契約満期を迎える面積			
			担い手への農地 利用集積面積 の増加	円滑化 満期	利用権 満期	農地バンク 満期	合計
1	賀茂	下田市	1.6	0.2	8.3	0.3	9
2		東伊豆町	1.6	0.0	7.7	0.3	8
3		河津町	1.8	0.0	1.0	0.0	1.0
4		南伊豆町	1.7	0.0	2.5	2.0	4.5
5		松崎町	2.7	0.0	1.0	0.2	1.2
6		西伊豆町	1.4	0.0	11	0.0	11
7	東部	沼津市	30	3.2	1.5	13	18
8		熱海市	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0
9		三島市	27	1.2	0.8	21	23
10		伊東市	2.7	0.0	2.2	0.4	2.6
11		御殿場市	13	0.0	2.7	21	23
12		裾野市	5.9	0.0	0.5	6.7	7
13		伊豆市	4.7	0.0	5.6	1.9	8
14		伊豆の国市	4.9	2.0	11	0.7	13
15		函南町	4.7	0.0	0.0	7.9	8
16		長泉町	3.2	0.0	5.7	4.0	10
17		小山町	18	0.0	24	12	36
18		清水町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
19	富士	富士宮市	21	12	12	37	61
20		富士市	48	0.0	16	16	32
21	中部	静岡市	54	6.0	6.7	83	96
22	志太	島田市	18	8.8	173	17	198
23		焼津市	27	0.0	42	26	68
24		藤枝市	39	0.0	28	21	48
25		牧之原市	54	8.0	162	30	200
26		吉田町	6.5	0.0	18	3.9	22
27		川根本町	5.9	0.0	4.0	0.3	4
28	中遠	磐田市	70	1.7	133	17	151
29		掛川市	40	23	238	43	303
30		袋井市	60	12	112	2	126
31		御前崎市	23	18	57	10	85
32		菊川市	44	13	90	120	222
33		森町	16	0.7	24	6.7	31
34	西部	浜松市	129	26	169	63	258
35		湖西市	12	0.0	18	0.2	18
合計			794	136	1,385	585	2,106

(参考) 農用地利用集積等促進計画を策定する際の役割分担

(1) 推進体制に関する事項

項目	内容	取組主体	関係法令
地域段階の推進	・地域段階（農林事務所段階・市町段階）の推進 ・地域の実情に応じた実務分担の調整	県（農林事務所）	—
農地バンク事業の周知	・農業バンク事業の説明、周知 ・パンフレット等の配布、広報誌等への掲載 ・地域の話し合い等での紹介	農地バンク、市町、農業委員会、J A、県（農林）	—
目標地図素案の作成支援	・農業委員会サポートシステムの活用支援 ・農業委員会に対し、地域の円滑な話し合いが進められる方法を研修会等により支援	農業会議	農業委員会法第43条第1項
担い手不在農地の情報収集	・農業委員会から担い手不在農地を情報収集、農地バンク等へ提供	農業会議	農業委員会法第52条

(2) 実務分担①（地域計画に基づく農用地利用集積等促進計画の策定）

項目	内容	取組主体	関係法令
農業者等による協議の場の設置・協議	・農業者等による協議の場の開催、結果の公表	市町	基盤法第18条
	・農業者等による協議の場への参加	農業委員会、J A、農地バンク、土地改良区	基盤法第18条
目標地図の素案作成	・出し手の貸出意向、受け手の規模拡大意向の把握 ・地元調整、出し手・受け手の調整（両者の合意）	農業委員会	基盤法第20条第2項
	・担い手不在地域における地域外の受け手に関する情報提供	農地バンク	基盤法第20条第3項
地域計画の策定	・促進計画を策定予定の農業を担う者の要件確認	市町	基盤法省令 バンク法第19条第2項
	・将来において農用地等を利用する者（受け手）等の公告	市町	基盤法第19条
出し手・受け手への働きかけ	・地域計画に基づく促進計画の策定に関して、出し手・受け手へ通知	農業委員会	基盤法基本要綱第11の8（1）
促進計画の案の策定	・現地調査（境界確認、管理状況等） ・同意印の受領 ・貸借期間、借賃、その他条件の確認・調整 ・添付書類（口座情報等）の取得 ・契約会の開催（案内通知、会場準備等）	市町（業務委託（J A）） ※農地バンクは作成支援	バンク法第19条第2項
促進計画の決定	・促進計画の要件確認、県への申請	農地バンク	バンク法第18条
促進計画の認可・公告	・促進計画の認可、公告	県	バンク法第18条第7項
促進計画の変更・解約	・促進計画内容の変更、解約に関する相談	窓口： 市町（業務委託（J A）） 市の対応相談： 農地バンク	バンク法第19条

(3) 実務分担② (農業委員会からの要請に基づく農用地利用集積等促進計画の策定)

項目	内容	取組主体	関係法令
農業委員会からの要請	・地元調整、出し手・受け手の調整（両者の合意） ・現地調査（境界確認、管理状況等） ・貸借期間、借賃、その他条件の確認・調整 ・添付書類（口座情報等）の取得	農業委員会	バンク法第 18 条第 11 項
促進計画の案の策定	・同意印の受領	市町 (業務委託 (JA)) ※農地バンクは作成支援	バンク法第 19 条第 2 項
促進計画の決定	促進計画の案の要件確認、県への申請	農地バンク	バンク法第 18 条
促進計画の認可・公告	促進計画の認可、公告	県・市町 (県から権限移譲済の場合)	バンク法第 18 条第 7 項
促進計画の変更・解約	促進計画内容の変更、解約に関する相談	窓口： 市町 (業務委託 (JA)) 市の対応相談： 農地バンク	バンク法第 19 条

※促進計画とは、「農用地利用集積等促進計画」を示す。

(4) 農用地利用集積等促進計画の設定に関する通知

項目	内容	取組主体	関係法令
農地所有者、受け手候補者への通知 (満期通知を含む)	利用権の設定等を予定した日（地域計画の公告日等から起算）の 1 年前の日が到来した場合に、農地所有者、受け手候補者への通知	農業委員会	基盤法第 21 条 基盤法基本要綱第 11 の 8